【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			事業ポートフォリオ転換・強化促進税制の創設
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義（国税8） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 産業競争力強化法の事業再編計画の認定等を通じ、国内の事業再編を促進している。
				《要望の内容》 AX、GX をはじめとした技術革新や経済安全保障の重要性の高まりなど、企業を取り巻く事業環境が劇的に変化する中で、我が国経済の中長期的な成長に向けて、企業による事業ポートフォリオの転換・強化を後押しする新たな税制を創設する。 （1）対象 　産業競争力強化法に基づく計画の認定を受けた企業とすることを検討。 （2）措置内容 　事業等の売却とあわせて事業等の買収等を行う場合について、売却益の課税を繰り延べる。 （3）要件 　事業ポートフォリオの転換・強化の取組による一定以上の生産性の向上が見込まれていること等。
				《関係条項》 産業競争力強化法第3章第2節
5	担当部局			経済産業省経済産業政策局産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和9年度～令和13年度
7	創設年度及び改正経緯			―（新設要望のため）
8	適用又は延長期間			5年間（税の適用を確認等する期間）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 AX・GX をはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高

				まりなど、企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している。このような環境下において、経済安全保障等を確保しながら、企業による事業ポートフォリオの転換・強化を後押しすることで、我が国経済の中長期的な成長を図る。
				《政策目的の根拠》 〇日本成長戦略（2026 年 7 月 21 日閣議決定）p41 ⅱ）「責任ある積極財政」を通じた「危機管理投資」・「成長投資」の推進 ３．（２）③ⅱ）に記載の改訂「コーポレートガバナンス・コード」と一体的に策定された、中長期的な企業価値向上のための実務指針となる「成長投資ガイダンス」を普及し、企業の成長投資の質・量の向上や、成長ステージ等に応じた成長投資と株主還元の適切なバランスの確保、ベストオーナー原則に基づく事業ポートフォリオ転換といった取組を促すとともに、非事業用資産等の成長投資への活用や、事業者間連携を促進する環境整備を進める。 〇成長投資を促進するための金融戦略 ― 資産運用立国のアップグレード ―（2026 年7月 21 日）p11 (3) 企業に対して資本コストを下回る事業に固定化された資本の見直しや成長分野への経営資源の再配分を促すため、事業ポートフォリオ改善や事業再編 を促進・円滑化するための強力なインセンティブ措置を検討する。 〇成長投資ガイダンス（2026 年7月 21 日）p62, 63 5.2 経営資源の再配分と成長投資に対する支援措置 5.2.1 事業ポートフォリオの改善のための事業再編の促進 EP の拡大のためには、事業ポートフォリオの改善を通じて投下資本の配分を見直し、資本が ROIC-WACC スプレッドの低い領域に滞留する構造を改めることが重要である。それにより、キャッシュ創出力を高め、成長領域に投資を拡大していくことが可能となると考えられる。価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が投下されており、それらの事業の多くが新規事業ではないとの分析からみても、日本では社内外の様々な事情の中で果敢な事業再編が進んでこなかったと考えられる。 本格的な価値創造のためには事業再編を促進することが重要であり、政府として、ベストオーナーに対する事業移転（カーブアウト、事業譲渡、スピンオフ、M&A 等）を円滑化し、より高い価値創造が可能な主体へ事業を移すための制度的支援策を検討することが望ましい。CG コード及び本ガイダンスで提示している考え方や手法も活用し、企業と投資家の対話を通じて事業ポートフォリオの改善が促される環境を整備するとともに、実際に果敢に事業再編を行う企業に対しては効果的なインセンティブ措置（税制措置を含む）を検討すること、事業再編時に必要となる大規模な資金供給面の支援の在り方について、事業会社とファンドの役割分担や連携も踏まえて、具体的な検討を進めることが重要である。さらに、企業間連携の促進などに向けた環境整備や、会社法制など企業関係法令に関する予見可能性の更なる向上、柔軟で分厚い労働市場の整備等を通じ、再編が実行されやすい事業環境を整えることが重要である。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>1．経済構造改革の推進及び地域経済の発展</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>我が国においては、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相殺される構造となっている。
このような構造的課題に対処するため、企業による事業ポートフォリオの転換・強化の促進を通じた、我が国経済の中長期的な成長を図る。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>我が国においては、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相殺される構造となっている。
このような構造的課題に対処するため、企業による事業ポートフォリオの転換・強化の促進を通じた、我が国経済の中長期的な成長を図る。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>（1）株式売却
（上場企業）
● 第三者による買収時に株式売却をした前後 5 年間に事業譲受または買収を実施している社数割合（※1）：19％
● 平均株式譲渡益計上社数：172 [社]（過去5年度平均）（※3）
➢ 適用数：172 社 × 19%=33 [社]
（非上場企業）
● 株式売却を実施している企業のうち、非上場企業の割合]（過去5年度平均）（※4）：56％
➢ 適用数（推計）：33 社 × 56%/（100%−56%）=41[社]

（2）事業譲渡
（上場企業）
● 事業譲渡を実施した前後 5 年間に事業譲受または買収を実施している社数割合（※2）：6.1％
● 平均事業譲渡益計上社数：56[社]（過去5年度平均）（※3）
➢ 適用数：56 社 × 6.1%=3.4[社]
（非上場企業）
● 事業譲渡を実施している企業のうち、非上場企業の割合（過去5年度平均）（※5）：70％
➢ 適用数（推計）：3.4 社 × 70%/（100%−70%）=8.0[社]

将来の適用数は、上記過去の実績値に基づき、以下のとおり。

<table><tr><td>適用数</td><td>令和
9 年度</td><td>令和
10 年度</td><td>令和
11 年度</td><td>令和
12 年度</td><td>令和
13 年度</td></tr><tr><td>株式売却</td><td>75 社</td><td>75 社</td><td>75 社</td><td>75 社</td><td>75 社</td></tr><tr><td>事業譲渡</td><td>11 社</td><td>11 社</td><td>11 社</td><td>11 社</td><td>11 社</td></tr><tr><td>合計</td><td>86 社</td><td>86 社</td><td>86 社</td><td>86 社</td><td>86 社</td></tr></table>
【算定根拠】</td></tr>
</table>

			（※1）2025 年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、前 5 年間に第三者による買収時に株式売却をした企業の割合、及び 2020 年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、後 5 年間に第三者による買収時に株式売却をした企業の割合から推計。 出所：レコフデータの M&A データを基に算定。 期間：2020/04/01～2026/03/31(有効日) （※2）2025 年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、前 5 年間に事業譲渡をした企業の割合、及び 2020 年度に事業譲受又は買収を行っている企業であって、後 5 年間に事業譲渡をした企業の割合を基に推計。 出所：レコフデータの M&A データを基に算定。 （※3）2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの決算期における「事業譲渡益」、「子会社株式売却益」、「関係会社株式売却益」を計上している企業数平均 出所：開示 Net 収録の有価証券報告書のデータを基に算定。 （※4）2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに実施されている買収のうち、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がいない又は親会社が「未上場など」である割合 出所：レコフデータの M&A データを基に算定。 （※5）2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに実施されている事業譲渡のうち、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がいない又は親会社が「未上場など」である割合 出所：レコフデータの M&A データを基に算定。
	②	適用額	（1）株式売却 （上場企業） ● 1社あたり年平均株式売却益額：27 [億円/社]（過去5年度平均） （非上場企業） ● 1社あたりの平均株式売却額の比率：非上場：37%（※1）（過去5年度平均） ➢ 1社あたり年平均事業譲渡益額（推計）：27 億円/社 × 37%/(100%-37%)=16[億円/社] （2）事業譲渡 （上場企業） ● 1社あたり年平均事業譲渡益額：8.6[億円/社]（過去5年度平均） （非上場企業） ● 1社あたりの平均事業譲渡額の比率：非上場：3.4%（※2）（過去5年度平均） ● 1社あたり年平均事業譲渡益額（推計）：8.6 億円/社 × 3.4%/(100%-3.4%)=0.3[億円/社]（過去5年度平均） 将来の適用額は、上記過去の実績値に基づき、以下のとおり。

適用額 [億円/社]	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
株式売却	43	43	43	43	43
事業譲渡	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9

【算定根拠】
年平均事業譲渡益額には、2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの決算期における「事業譲渡益」の平均値を採用。年平均株式売却益には、前記期間の「子会社株式売却益」と「関係会社株式売却益」の平均値を採用。
出所：開示 Net 収録の有価証券報告書のデータを基に算定。
（※1）2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに実施されている買収のうち、株式売却額が判明しているものであって、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がいない又は親会社が「未上場など」である割合
出所：レコフデータの M&A データを基に算定。
（※2）2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに実施されている事業譲渡のうち、事業譲渡額が判明しているものであって、売り手当事者が「未上場など」であり、かつ親会社がいない又は親会社が「未上場など」である割合

③ 減収額

減収額：552 億円
内訳
（1）株式売却
（上場企業）
27 億円/社×33 社×23.2%×1.5 倍＝312 億円
（非上場企業）
16 億円/社×41 社×23.2%×1.5 倍＝229 億円

（2）事業譲渡
（上場企業）
8.6 億円/社×3.4 社×23.2%×1.5 倍＝10 億円
（非上場企業）
0.3 億円/社×8.0 社×23.2%×1.5 倍＝0.8 億円

法人税率は、23.2%を採用。本税制措置により、対象が 1.5 倍に増加すると想定。

将来の減収額は、上記実績に基づき、以下のとおりとなる。

減収額 [億円]	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
株式売却	541 億円	541 億円	541 億円	541 億円	541 億円
事業譲渡	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円	11 億円
合計	552 億円	552 億円	552 億円	552 億円	552 億円

なお、本措置による法人住民税・法人事業税の減収額は以下のとおり。
1．法人住民税の減収額（39 億円）
法人税の減収額（552 億円）×税率（7%）＝39 億円

2．法人事業税の減収額（159 億円）
所得割の減収額（143 億円）＋付加価値割の減収額（17 億円）＝159 億円

				内訳 （1）所得割の減収額 法人事業税所得割の減収額（81 億円）＋特別法人事業税の減収額（62 億円）＝143 億円 ① 法人事業税の所得割の減収額 特例による所得の減収額（2,379 億円※1）×税率（3.4%※2）＝81 億円 ② 特別法人事業税の減収額 法人事業税所得割の減収額（81 億円）×税率（76.3%※2）＝62 億円 （2）付加価値割の減収額 特例による所得の減収額（2,379 億円）×税率（0.7%※2）＝17 億円 ※1 法人税減収額 552 億円を法人税率 23.2%で割り戻し。 ※2 外形及び外形外法人に適用する場合の税率を採用 なお、本措置は、売却益又は事業譲渡益のうち一定割合の額について、課税を繰り延べるものであり、買収した事業又は株式を売却する際に繰り延べられた額を含めて課税されるものである。そのため、単年度で見た際に課税が繰り延べられる額を減収額として試算している。
				【算定根拠】 ①及び②を参照
		④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 「コーポレートガバナンス・コード」（2026 年改訂版）において、取締役会の役割として、「成長の道筋を構築する」ことや、「成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源配分等に関し具体的に何を実行するのかについて説明を行う」こと（原則 4-1）などが明確化された。経済産業省においても、「成長投資ガイダンス」（2026 年）を策定してその実務的な対応の方向性を示し、その普及・啓発を通じて、事業ポートフォリオの見直しと成長投資の必要性に対する意識の浸透に向けて取り組んできている。 その上で、上記でも示したとおり、事業譲渡を実施した前後 5 年間に事業譲受または買収を実施している社数と第三者による買収時に株式売却をした前後 5 年間に事業譲受または買収を実施している社数を直近5年間の平均で推計すると、86 社である。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 同上
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 事業等の売却に伴う売却益の課税を繰り延べる措置を講じることで、事業ポートフォリオ転換・強化が図られる。 その上で、上記でも示したとおり、本税制措置を講ずることにより、事業

				譲渡を実施した前後 5 年間に事業譲受または買収を実施している社数と第三者による買収時に株式売却をした前後 5 年間に事業譲受または買収を実施している社数が 1.5 倍になることを見込んでいる。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 同上
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 –
		⑤	税収減を是認する理由等	我が国においては、資本コストを下回る価値毀損セグメントに投下資本の約 65%が配分され、資本コストを上回る価値創造セグメントが生み出した価値が相殺される構造となっている。他方、企業が事業を入れ替えようとした際、売却益に対する課税によって、買収等の原資が目減りすることが入れ替えを抑制している重要な要因の１つとなっている。 AX・GX をはじめとした技術革新の進展や経済安全保障の重要性の高まりなど、企業を取り巻く事業環境は劇的に変化している環境下において、我が国企業がこのような環境に適応し、競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオの転換・強化を促進するための踏み込んだ措置が必要であるため、本税制措置を講ずる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、事業ポートフォリオの転換・強化の取組による一定以上の生産性の向上が見込まれていること等の一定の要件を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずるものとすることを検討している。 本措置により、事業等の売却に伴う売却益の課税を繰り延べることで、中長期的な税収確保を図りながら、競争力強化に向けた手元資金を確保する効果も期待されることから、企業による事業ポートフォリオの転換・強化を促進するための特例措置として妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	「コーポレートガバナンス・コード」（2026 年改訂版）で示されている理念・原則やその実務指針を提供する成長投資ガイダンスの公表、普及・啓発を通じた意識の浸透とあわせて、事業ポートフォリオ転換・強化に向けたインセンティブ措置として本税制を措置することとしている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	ー
12	有識者の見解			経済産業省　産業構造審議会　価値創造経営小委員会において、事業ポートフォリオの見直しを後押しする税制が企業のインセンティブとなり、投下資本の戦略的な再配分・拡大を促していくことにつながるとの見解が示された。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—（新設要望のため）